



山形県公報

令和2年1月14日(火)
第71号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……15
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……16
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……17

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(最上総合支庁総務課) ……同

告 示

山形県告示第20号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
株式会社メグシイ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	多機能型発達支援事業所メグシイ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	保育所等訪問支援	令和元.12.13
株式会社メグシイ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	キッズスクールメグシイ 鶴岡市新形町16番37号	保育所等訪問支援	同
株式会社メグシイ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	キッズスクールメグシイ桜新町教室 鶴岡市桜新町2番33号ニューブラッサム1B	保育所等訪問支援	同

山形県告示第21号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称
因幡堰土地改良区(土地改良事業計画(維持管理))
- 2 認可年月日
令和2年1月6日

山形県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年1月14日から同月28日まで縦覧に供する。

令和2年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市一日町一丁目315番1から 同 305番7まで	旧	16.5メートル ） 16.5	15メートル
同 上	新	18.0メートル ） 18.0	同 上

山形県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年1月14日から同月28日まで縦覧に供する。

令和2年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 天童市一日町一丁目315番1から
同 305番7まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月14日

山形県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・29号樫沢山辺中山線、3・2・10号漆山船町線、3・2・401号山形中山寒河江線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 3・4・29号樫沢山辺中山線
 - イ 追加する部分 山形市追散、大字船町字中江及び字漆房並びに東村山郡山辺町大字山辺字車ヶ淵、字矢口及び字塚田並びに同郡中山町大字達磨寺字西屋浦及び大字向新田字向野地内
 - ロ 削除する部分 山形市上江、西崎、黄金、豊原、追散、立道、南志戸田、東志戸田、中江、大字鮎洗字高橋、字兼子、字谷地田、字仲田、北志戸田、大字吉野宿字高田浦、字杉の前、字大原、字柳下、大字船町字中江、字田越及び字漆房並びに東村山郡山辺町大字山辺字車ヶ淵、字矢口、字塚田並びに同郡中山町大字達磨寺字西屋浦及び大字向新田字向野地内
 - (2) 3・2・10号漆山船町線
 - イ 追加する部分 山形市大字船町字中江及び字田越地内
 - ロ 削除する部分 山形市大字船町字中江及び字田越地内
 - (3) 3・2・401号山形中山寒河江線
 - イ 追加する部分 東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦地内
 - ロ 削除する部分 東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦及び大字向新田字向野地内
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

山形県告示第25号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和2年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
氏 名	住 所		
保科 努	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 2702-1	同 左	平成31. 3. 31

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和2年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和元年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 JKMの里もがみ東法田
 - (2) 代表者の氏名
庄司 朗
 - (3) 主たる事務所の所在地
最上郡最上町大字東法田397
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、東法田地域及び最上町内の住民を対象に、健康・福祉や環境問題を考え行動する多くの方々の活動を通し、地域の安心、安全を構築すると共に、子育てや福祉の充実と生涯学習の大切さ並びに地域振興を主眼に事業の展開に努め、地域コミュニティの拠点となり住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

令和2年1月14日印刷 発行所 山形県庁
令和2年1月14日発行 発行人 山形県